

## 「指定通所介護（デイサービス）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(山口県指定 第3571501091号)

当事業所は契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

### ◆◆目次◆◆

事業者	2
事業所の概要	2
事業実施地域及び営業時間	3
職員の配置状況	3
当事業所が提供するサービスと利用料金	4～6
苦情の受付について	7
サービス利用にあたっての留意事項	7
非常災害対策	7
緊急時及び事故発生時の対応	8
同意書	9

## 1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 エリー
- (2) 法人所在地 山口県周南市野上町2-15
- (3) 電話番号 0834-32-6916
- (4) 代表者氏名 古野 幸恵
- (5) 設立年月 平成9年4月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護  
平成24年10月1日指定 山口県3571501091号
- (2) 事業所の目的 要介護状態にある契約者に対し、介護保険法で定める通所介護サービスを提供し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、契約者の心身機能の維持、回復及び社会的孤立感の解消を図り、契約者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅に於いて自立した生活を営むことができるよう、又、契約者のご家族の身体的・精神的な負担の軽減を図れるよう支援します。
- (3) 事業所の名称 デイサービスエリー
- (4) 事業所の所在地 周南市野上町2-27
- (5) 電話番号 0834-32-6122
- (6) 施設長 古野 幸恵
- (7) 当事業所の運営方針
  - ① 事業所の従業者は契約者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の世話又は訓練を行う事により、契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持回復を図ります。
  - ② 事業は、契約者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資すよう、計画的に行います。
  - ③ 事業の提供にあたっては、通所介護計画に基づき、契約者の心身機能の回復をはかり、日常生活の自立に資すよう、妥当適切に行います。
  - ④ 事業の提供にあたっては、常に契約者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の適確な把握に努め、契約者に対し適切なサービスを提供します。
  - ⑤ 事業の提供にあたっては、親切丁寧に行う事を旨とし、契約者又はそのご家族に対し、日常生活上必要とされる事項について理解しやすいように指導又は説明を行います。
  - ⑥ 事業の運営にあたっては、市町、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月日 平成24年10月1日
- (9) 利用定員 30人（介護給付及び総合事業通所介護を含む）

### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 周南市(旧徳山・新南陽) (※鹿野・須金・離島地区を除く)  
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	休業日を除く毎日
営業時間	午前8時00分～午後5時00分
サービス提供時間	月～土 午前9時00分～午後4時10分
休業日	日曜日、12月30日～1月4日

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤		非常勤		資格等
	専従	兼務	専従	兼務	
介護職員	4名	2名	1名	2名	介護職員実務者研修 ヘルパー2級 介護職員初任者研修者 介護福祉士、看護師
生活相談員		2名			ヘルパー2級 介護福祉士 認知症ケア専門士
看護職員				2名	看護師
機能訓練指導員			1名	2名	看護師
管理者		1名			介護福祉士 ヘルパー2級 認知症ケア専門士

(1) 事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 生活相談員 介護職員 兼務1名
  - ① 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 看護職員 機能訓練指導員及び介護職員兼務2名
  - ① 看護職員は利用者の保健衛生等の管理を行う。
  - ② 利用者の日常生活の介護についての助言を行う。
- 3 生活相談員 管理者 介護職員兼務 1名、介護職員兼務1名
  - ① 生活指導員は事業所に対する指定通所介護の利用申し込みに係わる調整、予防通所介護員等に対する技術指導等を行う。
  - ② 利用者及び家族に対して生活相談ならびに生活指導を行う。
  - ③ 関係市町村・地域の保健・福祉サービス等の連絡調整。
- 4 機能訓練指導員 看護職員介護職員兼務2名 非常勤専従1名
  - ① 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

5 介護職員 9名 常勤専従4名、兼務2名 非常勤専従1名 兼務2名

- ① 利用者の送迎を行う。
- ② 利用者の入浴・食事・排泄等、必要な日常生活上の支援及び訓練を行う。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスには

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を契約者ご負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、一定所得以上8割）が介護保険から給付されます。

### <サービスの概要>

#### ①入浴

入浴又は清拭を、契約者の心身等の状況に応じて行います。（通所介護サービス計画において、入浴の提供が予定されている方に限ります。）又は、ご自宅で入浴が行える様、計画に沿って支援いたします。

#### ②排泄

必要に応じ、契約者の排泄の介助を行います。

#### ③個別機能訓練

機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。（通所介護サービス計画において、個別機能訓練の提供が予定されている方に限ります。）

#### ④送迎

契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

#### ⑤口腔機能向上

計画に応じて、専門職による口腔内観察や指導を行います。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第6条参照）（この金額は令和元年10月1日～適用されます） 下記の料金表によって、契約者の要介護度に応じた基本料金に加算分を加えた額から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をご負担頂きます。（サービスの利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります。）

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位数	658 単位	777 単位	900 単位	1023 単位	1148 単位
(1) ご利用者さま負担額 (1割負担の場合)	658 円/日	777 円/日	900 円/日	1023 円/日	1148 円/日
(2) その他の加算	居宅介護計画に沿って算定（下記参照） 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位の0.9%				
お支払額（1日あたり）	((1) + (2)) × 1.014（周南市の地域加算）				

注) 送迎については、基本料金に含まれますが、家族送迎を希望される場合、片道47円の減額になります。

介護保険で定められている通所介護サービスに係る加算及び当事業所が算定するのは以下の通りです。

加算の種類	加算の該当条件	基準額	負担額	算定
入浴介助加算(Ⅰ)	居宅サービス計画による	40 単位/日	40 円	○
入浴介助加算(Ⅱ)	居宅サービス計画による	55 単位/日	55 円	○
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	居宅サービス計画による	56 単位/日	56 円	○
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	居宅サービス計画による	76 単位/日	76 円	○
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	居宅サービス計画による	20 単位/回	20 円	○
口腔機能向上加算(Ⅰ) (月2回まで)	居宅サービス計画による	150 単位/回	150 円	○
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	居宅サービス計画による	18 単位/回	18 円	○
科学的介護推進加算体制加算		40 単位/回	40 円	○

☆契約者に提供する下記のサービスに係る費用は別途請求させていただきます。(下記(2) ①～⑥参照)

☆また、利用者負担割合は所得に応じて異なります

☆契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者のご負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事提供(食材料費・調理費・おやつ費)

契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。料金:1回あたり700円

注意:当日のキャンセルについては料金が発生いたします。

②レクリエーション

契約者の希望によりレクリエーション活動に参加して頂くことができます。

利用料金:材料費の実費をご負担頂きます。

複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代:110円(1枚) パット代:55円(1枚) リハビリパンツ代:110円(1枚)

歯ブラシ代:110円 歯磨き粉:110円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

⑥送迎サービス

基本的に送迎サービスは基本料金に含まれますが、通常の事業実施地域外からのご利用の場合、交通費実費をご負担頂きます。

実施地域を超えてから片道おおむね5キロメートル以内 1,000円

実施地域を超えてから片道おおむね5キロメートル以上 2,000円

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し事業所の指定する方法によりお支払い頂くものとします。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の利用状況により契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議します。

## 6. 苦情の受付について（契約書第 20 条参照）

### 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口    デイサービスエリー
- 担当者            施設の職員
- 苦情解決責任者   原田 慈子
- 電話番号           0 8 3 4 - 3 2 - 6 1 2 2
- 受付時間           毎週月曜日～土曜日  
午前 8 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分

その他の相談・苦情受付窓口としては、下記の窓口がございます。

	住 所	電話番号
周南市地域福祉課	周南市岐山通 1 丁目 1 番地	0834-22-8462

## 7. サービス利用に当たっての留意事項

契約者が指定通所介護サービスの提供を受ける際に留意する事項。

(1) 健康チェックで、次の方は原則として入浴を中止します。

最高血圧： 180mmHg 以上又は、90mmHg 以下

最低血圧： 90mmHg 以上

又、その他の訴え（頭痛、嘔吐等）により入浴が困難と思われる場合は、看護職員の判断により入浴を中止する場合がございます。

- (2) 機能訓練機器等を使用する場合は、必ず職員の指示に従うこと。
- (3) 食べ物の持ち込みについては事前に事業所と協議するものとする。
- (4) 施設内で提供された食べ物の持ち帰りは禁止。
- (5) 事業所利用時、金銭の紛失に関しては責任を負いかねます。

## 8. 非常災害対策

- (1) 指定通所介護サービスの提供中に天災その他の災害が生じた場合、従事者は契約者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は非常災害に関する具体的な計画を立て、従事者に周知徹底を図るとともに避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- (2) 非常災害に備えるため、避難、救出、その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

## 9. 緊急時及び事故発生時の対応

主治医・ご家族等緊急時及び事故発生時の連絡先は、予めサービス従業者により確認させていただきます。サービス提供中に契約者の容態の急変等があった場合には当該の連絡先及び居宅介護支援事業者等へ連絡します。

## 10. 虐待防止

利用者の支援の場に虐待及び虐待のつながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは改善や、指導することとする。

- (1) 事業所は虐待の防止の為に対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について通所介護事業者等に周知を図る。
- (2) 事業所は虐待の防止の為に指針を整備する。
- (3) 事業所は通所介護従業者に対し、虐待の防止の為に研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に挙げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

デイサービス利用中に起こりうるリスクについて（お願い）

- \*ご利用者の施設内における移動は基本的にはご自身で歩行して頂きますが、必要に応じて見守り、一部介助を行う場合があります。（歩行器等の準備もごさいます）
- \*サービス利用中は職員が目を配らせてはいますが、決して100%安全という訳ではありません。歩行中やトイレ内では転倒の可能性があります、機能訓練中に身体を痛める可能性もあります。
- \*事業者は自己の責に帰すべき事由により生じた損害について賠償する責任を負いますが、日常のサービスを受ける事自体に多少なりリスクを伴う可能性がある事をご了承いただきたいと思います。

指定通所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスエリー

令和 年 月 日

説明者

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

契約者代理人

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

契約者家族

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 同意書（個人情報の取扱いについて）

私は、貴事業者との間の介護保険法に基づく（契約書第10条）秘密保持に関して、貴事業者が私の通所介護計画書作成の為、知り得た私や私の家族に関する個人の情報を契約の有効期間中、サービス担当者会議又は緊急時及び情報公開調査、監査等において用いることに同意します。

令和 年 月 日

契約者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名

契約者代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名

契約者家族

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名

サービス提供事業者

山口県周南市野上町2-15

有限会社 エリー

代表者 古野幸恵 殿

# 「指定通所介護（デイサービス）」利用契約書

## ◆◆目次◆◆

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第1条（契約の目的）	第12条（損害賠償責任）
第2条（契約期間）	第13条（損害賠償がなされない場合）
第3条（通所介護計画の決定・変更）	第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第4条（介護保険給付対象サービス）	第六章 契約の終了
第5条（介護保険給付対象外のサービス）	第15条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第16条（契約者からの中途解約）
第6条（サービス利用料金の支払い）	第17条（契約者からの契約解除）
第7条（利用の中止、変更、追加）	第18条（事業者からの契約解除）
第8条（利用料金の変更）	第19条（精算）
第三章 事業者の義務	第七章 その他
第9条（事業者及びサービス従事者の義務）	第20条（苦情処理）
第10条（守秘義務等）	第21条（協議事項）
第四章 契約者の義務	第22条（第三者機関の仲介）
第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）	

様（以下「契約者」という。）と有限会社 エリー（以下「事業者」という。）は、契約者がデイサービスエリー（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される通所介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

## 第一章 総則

### 第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がある能力に及び、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。
- 2 事業者はサービスの提供にあたり、利用者の要介護区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見及び居宅介護サービス計画に従って、利用者に対してサービスを提供します。

### 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。  
但し、契約期間満了の14日前までに契約者から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条（通所介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約にかかわる居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に事業者は契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査しサービス担当者会議を開催しその結果、通所介護計画の変更が必要であると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

### 第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において契約者に対し日常生活上の世話及び機能訓練等を提供するものとします。

## 第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支払限度額を超える通所介護サービスを提供するものとします。
- 2 食事提供
- 3 前項の他、事業者は介護保険給付対象外のサービス（重要事項説明書5.（2）参照）を提供するものとします。
- 4 前3項に定めるサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 5 事業者は第1項から第3項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

## 第二章 サービスの利用と料金の支払い

### 第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者を支払うものとします。  
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）
- 3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 前項の他、契約者は食事代とおむつ代等、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者を支払うものとします。
- 5 契約者は前第3項、第4項に定めるサービス利用料金を利用実績に基づいて1ヶ月ごとに計算し事業所の指定する方法により支払うものとします。

### 第7条（利用日の中止・変更・追加）

- 1 契約者は利用期日前において通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業所に申し出るものとします。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合にはこの限りではありません。
- 2 事業者は第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所の利用状況により契約者の希望する日にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

## 第8条（利用料金の変更）

- 1 第6条1項及び2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更する事が出来るものとします。
- 2 第6条3項及び4項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更する事が出来ます。
- 3 契約者は前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約を解約する事が出来ます。

## 第三章 事業者の義務

### 第9条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態により必要な場合には、事業所の看護師もしくは契約者の主治医と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、契約者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 4 事業者はサービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

### 第10条（守秘義務等）

- 1 事業者、サービス従事者は、通所介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

## 第四章 契約者の義務

### 第11条（契約者の施設利用上の注意義務等）

- 1 契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途にしたがって、利用するものとします。
- 2 契約者は事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 契約者の心身の状況等により特定の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方等を決定するものとします。

## 第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

### 第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることが出来るものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第 13 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

### 第 14 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第六章 契約の終了

### 第 15 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 16 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

### 第 16 条（契約者からの中途解約）

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 3 日前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第 8 条 3 項により本契約を解約する場合
- 二 契約者が入院した場合
- 三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

## 第 17 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 10 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## 第 18 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 6 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 第 19 条（精算）

第 15 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 11 条第 2 項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときには契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。その他事業者に対する義務を負担しているときは契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

## 第七章 その他

### 第 20 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第 21 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

### 第 22 条（第三者機関の仲介）

契約者又はそのご家族等の介護者及び事業者は行政等の第三者機関を仲介させ誠意を持ってその解決に努めるものとします。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が署名のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 山口県周南市野上町 2 - 1 5  
事業者名 有限会社 エリー  
代表者氏名 古 野 幸 恵 印

契約者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_